

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○救急医療機関の申出事項変更の届出

(医療整備課)

二

○認証食品の認証

(食産業振興課)

二

○平成二十二年宮城県告示第二百十七号(平成二十二年度ヨ一ネ病の検査の実施)の一部改正

(畜産課)

二

○保安林の指定に関する通知内容の揭示(二件)

(森林整備課)

二

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

三

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

三

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

(公安委員会)

三

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施

(正 誤)

三

○宮城県公報第一五五五号中

四

告 示

○宮城県告示第九百八十三号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年十月十九日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	決定版!XX 11月号	ミリオン出版(株)
二	雑 誌	衝撃のXXX vol.5	ミリオン出版(株)
三	雑 誌	実話ナツクルズ 11月号	ミリオン出版(株)
四	雑 誌	04877・11	ミリオン出版(株)
五	雑 誌	実話裏歴史SPECIAL VOL.2	ミリオン出版(株)
六	雑 誌	68462・79	ミリオン出版(株)
七	雑 誌	チャンピオンREDいちご VOL.22	(株)秋田書店
八	雑 誌	16128・11	(株)秋田書店
九	雑 誌	恋愛MAX 10月号	(株)秋田書店
十	雑 誌	17744・10	(株)秋田書店
十一	雑 誌	恋愛チエリーピンク 11月号	(株)秋田書店
十二	雑 誌	17744・11	(株)秋田書店
十三	雑 誌	ENJOY MAX THE BEST VOL.3	(株)笠倉出版社
十四	雑 誌	08684・11	(株)笠倉出版社
十五	雑 誌	Sweet プチ 11月号	(株)笠倉出版社
十六	雑 誌	15487・11	(株)笠倉出版社
十七	雑 誌	無敵恋愛エスガール 11月号	(株)ぶんか社
十八	雑 誌	08577・11	(株)ぶんか社
十九	雑 誌	裏モノJAPAN 11月号	(株)鉄人社
二十	雑 誌	01805・11	(株)鉄人社
二十一	雑 誌	黄金のGT 11月号	(株)晋遊社
二十二	雑 誌	12259・11	(株)晋遊社
二十三	雑 誌	BLACKBOX 11月号	三英出版
二十四	雑 誌	17843・11	三英出版
二十五	雑 誌	ヤングアニマル嵐 NO.11	(株)白泉社
二十六	雑 誌	28307・11/1	(株)白泉社
二十七	雑 誌	劇画マッドマックス 11月号	(株)コアマガジン
二十八	雑 誌	03369・11	(株)コアマガジン
二十九	雑 誌	特冊新鮮組DX 11月号	(株)竹書房
三十	雑 誌	06681・11	(株)竹書房

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。
 ○宮城県告示第九百八十四号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があった。
 平成二十二年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	幸泉堂病院	名 称
変更後	医療法人社団常仁会 東泉堂病院	

○宮城県告示第九百八十五号
 宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
 平成二十二年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
九十八	納豆	有限会社わたり納豆 代表取締役 照井正彦	有限会社わたり納豆	巨理郡巨理町長瀬字河原三九一
百七	ずんだ餅	株式会社北上京だん ご本舗 代表取締役 我妻憲直	株式会社北上京だん ご本舗	仙台市宮城野区福田町二丁目三・三七
百三十	焼き魚介	有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	有限会社いかや	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一〇七・五
百三十	蒸し・ゆで魚介・藻類	有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	有限会社いかや	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一〇七・五
百八十	焼き魚介	七福 代表 佐々木 米子	七福	大崎市三本木字西沢一八・一
百八十	乾のり・焼きのり	のり工房矢本 津田清美 代表	津田千家穂 株式会社 津田会社 津田会社 太丸水産 津田会社 荅店	東松島市大曲字土手下南一四一 東松島市大曲字下台八五・二 石巻市渡波字新千刈五一

二 認証年月日

平成二十二年十月七日

○宮城県告示第九百八十六号

平成二十二年宮城県告示第二百十七号（平成二十二年度ヨ一ネ病の検査の実施）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月十九日から施行する。
 平成二十二年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 中「旧北上町」を「旧桃生町」に改める。

○宮城県告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により、次のように保安林に指定された旨、平成二十二年十月六日付け十九森整第八百九十五号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。
 平成二十二年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

仙台市青葉区熊ヶ根字小込沢山五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都大田区山王二丁目三番八号 沼澤 英吾

三 通知の内容

一の森林について、平成二十二年九月二十二日農林水産省告示第千六百二十六号で告示されたとおり保安に指定された。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により、次のように保安林に指定された旨、平成二十二年十月六日付け二森整第六百六十九号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を石巻市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。
 平成二十二年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市皿貝字土屋沢山一七の八八、一七の二一三から一七の二一五まで

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都板橋区赤塚五丁目十二番二号 我妻 栄喜

三 通知の内容

一の森林について、平成二十二年九月二十二日農林水産省告示第十六百二十四号で告示されたとおり保安林に指定された。

○宮城県告示第九百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十二年十月十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「迫川広域公共下水道組合」を「登米市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

「迫都市計画及び登米都市計画下水道事業」を「登米都市計画下水道事業」に変更する。

2 名称

「迫川広域公共下水道」を「登米市公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成十一年八月十七日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十一年八月十七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成十一年宮城県告示第九百三十五号の事業地のうち、登米市登米町登米字日野渡南田を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第九百九十号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年十月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人清山会特別養護老人ホーム柳風園の項中、「登米市津山町柳津字平形一四〇番地」を「登米市津山町柳津字黄牛新山窪二二五番地」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年十月十九日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第146号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成22年10月19日

宮城県公安委員会委員長 嶋山 英子

1 講習実施期日

平成22年11月29日（月）から同年12月2日（木）までの4日間（11月29日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月30日及び12月1日は午前9時30分から午後3時50分まで、同月2日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員
40人

4 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成22年11月4日(木)から同月17日(水)まで土・日曜日を除く10日間(毎日午前9時から午後5時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課
なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通
イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に徴収すること。

5 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

6 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)

正 誤

○宮城県公報第一五五五号(平成十六年五月七日付け)中

ページ	段	行	正	誤
九	上	一一	平成十一年八月十七日	平成十一年七月三十日